

屋外広告物を設置する皆様へ

日本を代表する風景地である「箱根」は、その美しい自然と町並み景観から国の内外から多くの方々が訪れています。

景観に影響を与えるものに「屋外広告物」がありますが、その設置については「自然公園法」と「神奈川県屋外広告物条例」双方の届出又は許可申請が必要となっています。

広告物の設置には、大きさ、数量、表示内容、色合いなどについて規制があり、設置できない場所、表示できない場所（禁止地域・禁止物件）があります。

県条例上の広告物の構造等については「建築基準法」の確認が必要なものもあります。

また、道路の歩道への出幅のある看板などについては「道路法」の確認と手続きが必要です。

それぞれの広告物を設置する前に、必ず下記機関にお問い合わせください。

関係機関

各関係法令等	対象窓口	電話番号
自然公園法	環境省 箱根自然環境事務所	0460-84-8727（代表）
神奈川県屋外広告物条例 道路法（国・県道）	神奈川県小田原土木事務所 計画建築部許認可指導課	0465-34-4141（代表）
建築基準法	神奈川県小田原土木事務所 計画建築部まちづくり建築指導課	0465-34-4141（代表）
道路法（町道等） 箱根町景観計画等	箱根町 環境整備部都市整備課	0460-85-9566（直通）

自然公園法の主な内容と基準

< 自然公園法の内容 >

箱根町のほぼ全域が国立公園に指定されており、自然公園法の制限を受けます。

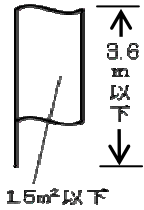
地域は「特別保護地区」、「特別地域」、「普通地域」に区分されています。

特別保護地区と特別地域での屋外広告物の設置については「申請 許可」、普通地域での設置については「31日前までに届出」が必要です。

* 申請等の前に内容について予め事前相談し、確認を受けてください。



< 自然公園法の基準 >

対 象	基 準
<ul style="list-style-type: none"> 自己営業表示看板 標識類（誘導看板） 案内図 	<p>各々設置数量、サイズ、色彩について基準があります。 （色彩は原則として茶地に白文字となります。） なお、動光又は光の点滅を伴う電光看板は認められません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> のぼり旗 	<p>本数：営業地内に「2本」まで 表示面積：1.5㎡以下 高さ：3.6m以下 色彩：緑・白・茶色・黒の3色以内</p>  <p>The diagram shows a flag with a vertical pole. To the right of the flag, there is a vertical double-headed arrow indicating a height of 3.6m or less. Below the flag, there is a label '1.5㎡以下' indicating the area is 1.5 square meters or less.</p>

* 基準の詳細は、窓口へお問い合わせいただくか、環境省ホームページ掲載の「箱根地域における広告物の審査基準(概要)」又は2009.11月号「広報はこね」P.8をご参照ください。
(<http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/plan.html>)

県屋外広告物条例の主な内容と基準

< 県屋外広告物条例の主な内容 >

地域は「5つの許可地域」と「禁止地域」に区分されています。
許可地域内での設置について「申請 許可」が必要です。
内容により「規制を受けない範囲」があります。

* 申請等の前に内容について予め事前相談し、確認を受けてください。

< 県屋外広告物条例の基準 >

対 象	設置してはならない場所
<p>広告物の表示を全面的に禁止（条例第3条第2項）</p>	<p>橋梁（ガード類含む）、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯、道路の防護柵、道路標識、駒止め、里程標、街路樹、郵便差出箱、電話ボックス、公衆便所、路上に設置する変圧器及び配電機、銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件、消火栓、火災報知機、指定消防水利標識、防火水槽標識、火の見やぐら、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンクその他これに類する物件、</p>
<p>はり紙、はり札、立て看板の表示を禁止（条例第3条第3項）</p>	<p>電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上置、植樹帯</p>

* 他の広告物についての基準等については、窓口へお問い合わせいただくか、神奈川県ホームページ(<http://www.pref.kanagawa.jp>)で「神奈川県屋外広告物条例及び施行規則」をご参照ください。

箱根町景観計画の内容

一定規模以上の建築行為や外壁等の修繕、色彩を変更する場合は、届出が必要です。
景観計画では、自然公園法や県屋外広告物条例により、屋外広告物を規制することとしています。（重点的に独自の規制を設ける区域を除く。）

* 景観計画の詳細については、窓口にお問い合わせいただくか、町のホームページをご参照ください。
(http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/topic/03/keikankeikaku.htm)

公共施設のサインについて

1 視覚障がい者への配慮

視覚によるサインだけでなく、タイルや点字などの立体サイン、音声によるサインについても付記する必要があると思います。

特にタイルについては、よくあるように弱視の方には黄色がわかりやすいが、景観を考慮すると明暗で変化を持たせるなどして、調和させるような基準があるとよろしいかと思います。

2 色覚障がい者への配慮

目立ちませんが、色覚障がい者は多いので、その配慮が必要だと思います。特に赤緑色覚障害は、日本人男性の4.5%、白人男性の8%ありますので、ガイドラインが必要です。

3 ピクトグラムの活用

外国人旅行者や知的障がい者、児童などで、識字に苦慮されている方に対して有効なので、文字表記だけでなく、できるだけピクトグラムを活用することが必要だと思います。

4 外国標記

外客誘客の視点からも、箱根関所資料館などの観光施設では、英語や中国語などの解説を充実する必要があるのではないのでしょうか。(解説が充実していれば、通訳ガイドが少ない現状もある程度補えると思います。)

5 町ホームページ

IT時代となりましたので、町ホームページも広い意味で公共施設といえるのではないのでしょうか。「公共施設」の枠組みの中に組み込むことが望ましいと思います。

6 天候などの配慮

山の天気は変わりやすく、雨の日や夜間、霧などによって、見やすかったサインが見えにくくなることがあるので、その配慮もできれば必要かもしれません。(文字の大きさ、掲示の高さ、色遣い、ライトなどによる配慮)

景観まちづくりアドバイザープロフィール

H22.2.19 現在

1 特定非営利活動法人 日本景観フォーラム

良好な景観に関する意識の啓発及び知識の普及、景観から考えるまちづくりの提案等を目的として設立された団体であり、平成 21 年 10 月 16 日に特定非営利活動法人の申請が認証された。

事業内容は、シンクタンク事業、コンサルティング事業、教育議業、調査研究事業等多岐にわたる。

以下役員 4 名を景観まちづくりアドバイザースタッフとして応募したもの。

理事長	齊藤 全彦
副理事長	豊村 泰彦
理事	高島 徹
理事	里見 親幸

2 田邊 学

1 級カラーコーディネーターの資格を有し、色彩の分野において多くの地方公共団体における景観まちづくりに参画している株式会社カラープランニングセンターの取締役を務めている。

活動歴としては、小田原市、川崎市、鎌倉市、相模原市等において色彩調査、色彩ガイドラインの策定等に携わっており、小田原市、鎌倉市、藤沢市等において景観アドバイザー等を務めている実績がある。

現在、武蔵野美術大学造形学部において非常勤講師を務めている。

3 芝 京子(しば・きょうこ)

宮ノ下に在住し、一級建築士の資格を有する。

現在、神奈川県建築士事務所協会の副会長として活動するほか、NPO 法人ときめき箱根の副理事長として、自然環境保全等にボランティア、アンケート調査を実施する等当町のまちづくり活動に幅広く貢献している。

また、当町の総合計画審議会会長を務め第 5 次総合計画策定に携わったほか、都市計画審議会委員を務めた経験もあり、当町のまちづくりに関する活動に非常に意欲的である。

他市町村等においても、現在南足柄市都市計画審議会委員等を務めており、精力的な活動を行っている。